

○高木委員長 それでは、ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

本日の出席は全員でありますので、これより会議を進めてまいります。

ここで、無所属議員を委員外議員として出席を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

○高木委員長 それでは、再開いたします。

なお、本日、無所属のむらパターソン議員から欠席する旨の届出があり、協議事項については、正副委員長に一任をするということで受けておりますので、まずお伝えしたいと思います。

まず、1点目の令和5年第1回定例会の運営について、(1)市長提出議案のうち配付済みのものについて、理事者から説明をお願いいたします。

○和田総務部長 令和5年第1回定例会市議会を2月20日開会ということで、昨日、招集告示をさせていただきますので、議案につきまして御説明を申し上げます。

今回提出いたしました議案は、議決案件として令和4年度各会計補正予算が9会計、令和5年度各会計予算が11会計、条例の制定が22件、指定管理者の指定が3件、工事請負契約の締結が5件、包括外部監査契約の締結、市道路線の廃止及び認定が各1件並びに報告案件が2件の合わせて55件でございます。

議案第1号から議案第9号までの令和4年度各会計補正予算及び議案第14号から議案第24号までの令和5年度各会計予算につきましては、後ほど総合政策部長から御説明をさせていただきます。

議案第10号につきましては、条例の制定でございまして、新たに3つの部を設置し、組織機構の再編を行うとともに、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第11号から議案第13号までにつきましては、いずれも指定管理者の指定についてございまして、議案第11号は、7条駐車場の指定管理者に株式会社旭川振興公社を、議案第12号は、嵐山レクリエーション施設の指定管理者にグリーンテックス株式会社を、議案第13号は、カムイスキーリンクスの指定管理者に一般社団法人大雪カムイミンタラDMOをそれぞれ指定し、いずれも令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間、その管理を行わせようとするものでございます。

議案第25号から議案第45号までにつきましては、いずれも条例の制定でございまして、議案第25号につきましては、宅地造成等規制法の一部改正に伴い、宅地造成工事規制区域内における規制権限の強化及び特定盛土等規制区域指定制度の新設に伴う規定の整備をしようとするものでございます。

議案第26号につきましては、建築基準法の一部改正に伴い、容積率の算定に係る特例認定申請手数料の新設などを行うとともに、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴

う低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料等に係る規定を整備するほか、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第27号につきましては、博物館法の一部改正に伴い、関係する4件の条例について、引用条項の整備をしようとするものでございます。

議案第28号及び議案第29号につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報保護制度が法定化されたことによるものであり、議案第28号は同法の施行に関して必要な事項を定めようとするもの、また、議案第29号は関係する3件の条例について所要の規定を整備するとともに、旭川市個人情報保護条例を廃止しようとするものでございます。

議案第30号と、1つ飛びまして、議案第32号から議案第37号までにつきましては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、送迎などのために自動車を運行する場合における児童等の所在確認に係る規定の整備など、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案番号を戻りまして、議案第31号につきましては、令和5年4月1日以後の出産育児一時金の額を引き上げるとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等賦課限度額及び保険料の軽減基準の算定に係る金額を引き上げようとするほか、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第38号につきましては、助産施設の入所要件のうち、出産育児一時金の受給額の要件を変更しようとするものでございます。

議案第39号及び議案第40号につきましては、医療費無償化の助成対象を中学生まで拡大しようとするものでございます。

議案第41号につきましては、給付型奨学金の支給対象を大学生等まで拡大し、進学時には入学準備金を、在学中は奨学金を支給しようとするものでございます。

議案第42号につきましては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の整備をしようとするものでございます。

議案第43号につきましては、東旭川公民館米原分館を廃止しようとするものでございます。

議案第44号につきましては、建築基準法の一部改正に伴い、建築物の高さ及び建蔽率の特例許可並びに容積率の算定基礎から除外するものの認定に係る規定を整備しようとするものでございます。

議案第45号につきましては、現在、特定公共賃貸住宅のみで入居を認めている里子について、全ての市営住宅で認めようとするものでございます。

議案第46号から議案第50号までにつきましては、いずれも工事請負契約の締結でございます。議案第46号は、(仮称)旭川市リサイクルセンター(A)新築工事を7億2千820万円で、荒井建設株式会社ほか2社で構成いたします共同企業体と、議案第47号は、(仮称)旭川市リサイクルセンター(B)新築工事を7億620万円で、株式会社廣野組ほか2社で構成いたします共同企業体と、議案第48号は、(仮称)旭川市リサイクルセンター新築機械設備工事を2億3千831万5千円で、弘友設備工業株式会社ほか2社で構成いたします共同企業体と、議案第49号は、(仮称)旭川市リサイクルセンター新築電気設備工事を2億20万円で、東邦電設株式会社ほか2社で構成いたします共同企業体と、議案第50号は、(仮称)旭川市リサイクルセンター新築資源

物中間処理設備工事を5億9千730万円で、道北機械株式会社ほか1社で構成いたします共同企業体と、それぞれ契約を締結しようとするものでございます。

議案第51号につきましては、包括外部監査契約の締結でございまして、1千200万円を上限とする金額で、前田敬洋氏と契約を締結しようとするものでございます。

議案第52号及び議案第53号につきましては、市道路線について、1路線を廃止し、8路線を認定しようとするものでございます。

報告第1号につきましては、交通事故による損害賠償の額を定めることについてでございまして、21万5千600円を損害賠償の額として、2月3日に専決処分をさせていただいたものでございます。

報告第2号につきましては、東栄小学校における事故による損害賠償の額を定めるものについてでございまして、5万8千806円を損害賠償の額として、1月6日に専決処分をさせていただいたものでございます。

最後に、先議についてのお願いでございます。議案第10号の条例の制定及び議案第11号から議案第13号までの指定管理者の指定につきましては、事前の準備作業がありますことから、その取扱いにつきましては、議案第1号から議案第9号までの令和4年度各会計補正予算と併せて、御先議くださいますようお願いを申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○熊谷総合政策部長 議案第1号から議案第9号までの令和4年度各会計補正予算につきまして、補正予算書に基づいて御説明申し上げます。

まず、議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ65億3千479万7千円を追加しようとするものでございます。その内容といたしましては、22ページから29ページまでの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、22ページの2款総務費では、国際交流活動基金積立金など10事業で5千716万9千円、23ページの3款民生費では、社会福祉事業基金積立金など37事業で14億702万9千円、25ページの4款衛生費では、母子保健衛生費国庫補助金償還金など16事業で8億3千787万9千円、26ページの6款農林水産業費では、農業次世代人材投資事業費など4事業で336万7千円、27ページの7款商工費では、感染防止対策協力支援金など4事業で14億1千174万6千円、8款土木費では、土木事業所管理費など7事業で5千450万1千円、28ページの9款消防費では、管理事務費で1千792万3千円、10款教育費では、給食施設整備費など16事業で24億1千531万円、29ページの13款職員費では、給料及び諸手当で3億2千987万3千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。これらの財源につきましては、ページ戻っていただき、16ページから21ページまでの歳入にお示しいたしておりますように、1款市税で2億円、7款地方交付税で7億125万1千円、9款地方譲与税で65万6千円、17ページの17款国庫支出金で22億2千97万1千円、19ページの18款道支出金で2億5千751万6千円、19款財産収入で108万9千円、20ページの20款寄附金で2億1千199万8千円、21ページの22款繰越金で16億3千795万1千円、23款諸収入で1千88万4千円、24款市債で21億6千805万6千円をそれぞれ追加し、21款繰入金で8億7千557万5千円を減額しようとするものでございます。

ページ戻っていただき、4ページ及び5ページの第2表、繰越明許費補正では、戸籍総合システム管理費など23件を繰越明許費として追加しようとするものでございます。

5ページ及び6ページの第3表、債務負担行為補正では、5ページ、サーバー室ラック関連設計構築業務委託料など18の事項について、債務負担行為を追加し、6ページ、旭川市市民活動交流センター指定管理料など9つの事項について、限度額の変更を行おうとするものでございます。

続きまして、7ページの第4表、地方債補正では、都市計画事業など3件の限度額を変更しようとするものでございます。

次に、8ページを御覧ください。議案第2号、令和4年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入予算を補正しようとするものでございます。その内容といたしましてはページ飛んでいただき、37ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますように、1款国民健康保険料で4千371万円を減額し、5款繰入金で同額を追加しようとするものでございます。

またページ戻っていただき、8ページ下段の第2表、債務負担行為補正では、SMS送信サービス利用料について、債務負担行為を追加しようとするものでございます。

次に、9ページを御覧ください。議案第3号、令和4年度旭川市動物園事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7千935万1千円を追加しようとするものでございます。その内容といたしましては、再びページ飛んでいただき、39ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款総務費に、旭山動物園施設整備基金積立金で1億7千935万1千円を追加しようとするものでございます。この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、4款寄附金で同額を追加しようとするものでございます。

またページ戻っていただき、10ページの第2表、債務負担行為では、園内管理及び案内業務委託料など3つの事項について債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に、11ページを御覧ください。議案第4号、令和4年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ152万円を追加しようとするものでございます。その内容といたしましては、再びページ飛んでいただき、41ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款事業費に、駅前広場駐車場運営費など2事業で152万円を追加しようとするものでございます。この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、3款繰入金で942万8千円、4款諸収入で9万4千円をそれぞれ追加し、1款事業収入で800万2千円を減額しようとするものでございます。

またページ戻っていただき、12ページの第2表、債務負担行為では、旭川市7条駐車場指定管理料など2つの事項について、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に、13ページを御覧ください。議案第5号、令和4年度旭川市育英事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2千842万9千円を追加しようとするものでございます。その内容といたしましては、ページを飛んでいただき、43ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款育英費に積立金で2千842万9千円を追加しようとするものでございます。この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、2款寄附金で同額を追加しようとするものでございます。

次に、またページを戻っていただき、14ページを御覧ください。議案第6号、令和4年度旭川

市介護保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億8千713万5千円を追加しようとするものでございます。その内容といたしましては、またページ飛んでいただき、45ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、2款保険給付費では、居宅介護サービス給付費など3事業で1億8千991万7千円、6款諸支出金では、償還金で9千721万8千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。これらの財源につきましては、44ページの歳入にお示しいたしておりますように、2款国庫支出金で5千25万6千円、3款支払基金交付金で5千127万7千円、4款道支出金で2千479万9千円、6款繰入金で1億6千80万3千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

次に、46ページを御覧ください。議案第7号、令和4年度旭川市水道事業会計補正予算につきましては、配水管布設工事費について債務負担行為を追加しようとするものでございます。

次に、議案第8号、令和4年度旭川市下水道事業会計補正予算につきましては、50ページの実施計画にお示しいたしておりますように、下水道事業収益で116万5千円、下水道事業費用で5千846万4千円、資本的収入で3億8千300万円、資本的支出で2億3千600万円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

49ページの債務負担行為につきましては、水緑施設管理業務委託料について債務負担行為を追加しようとするものであり、そのほか、関係条文につきましても併せて整備しようとするものでございます。

最後に、議案第9号、令和4年度旭川市病院事業会計補正予算につきましては、53ページの実施計画にお示しいたしておりますように、病院事業収益で1億7千237万2千円、病院事業費用で1億8千392万2千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

52ページの債務負担行為につきましては、令和5年度分医療廃棄物運搬及び処分業務等委託料など3つの事項について債務負担行為を追加しようとするものでございます。そのほか、関係条文につきましても併せて整備しようとするものでございます。

以上が、各会計補正予算の概要でございます。

続きまして、議案第14号から議案第24号までの令和5年度各会計予算につきまして、一括して御説明申し上げます。令和5年度各会計予算書の最初のページ、総括表を御覧ください。まず、一般会計の当初予算額でございますが、1千692億7千万円で、前年度当初予算と比較して2.1%の増となっております。一般会計につきましては、歳入歳出予算のほか、債務負担行為が31件、地方債については22件を、それぞれ定めようとするものでございます。また、一時借入金の最高額については、200億円にしようとするものでございます。

次に、特別会計につきましては、企業会計を含め、国民健康保険事業など10会計の合計で1千236億8千712万8千円で3.0%の増となっております。

また、水道事業、下水道事業、病院事業の各企業会計につきましては、業務の予定量など、関係条文も併せて定めようとするものでございます。

最後に、総括表の一番下になりますが、一般会計と特別会計を合わせた合計では、2千929億5千712万8千円で、2.5%の増となったところでございます。

以上、令和5年度の各会計予算の概要でございます。

○高木委員長 ただいま、理事者から説明をいただきました。委員の皆さんから何か御発言ござい

ますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 続きまして、(2)追加提出予定のものについて理事者から説明をお願いいたします。

○和田総務部長 追加を予定しております議案につきましては、人権擁護委員の推薦でございまして、岡本千晴氏、河辺菜穂子氏、佐々木斎氏、堤明彦氏、猫山房良氏、宮森雅司氏の6名の方々が、本年9月30日をもってそれぞれ任期満了となることによるものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○高木委員長 ただいま、理事者から説明がありました。委員の皆さんから御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 従来どおり各派会長会議で協議をすることとして、本会議直接審議とし、会期末の本会議で扱うこととしたいと思えます。

続いて、(3)に入ります。議会提出議案について、アからウまでについて、事務局から説明をお願いいたします。

○林上議会事務局次長 アの請願・陳情議案の委員会付託についてであります。2月9日現在、陳情を1件受理しております。陳情第25号の国民健康保険料分割納付等に関することについてにつきましては、民生常任委員会に付託になろうかと思えます。御了承いただければ、2月20日の本会議で、その手続を取ることとなります。

次に、イの請願・陳情議案の審査結果報告につきましては、御手元に御配付しております請願・陳情議案審査結果一覧表のとおり、総務常任委員会で2件、民生常任委員会で1件、建設公営企業常任委員会で1件、結論が出ており、各常任委員会委員長から議長宛てに審査報告書が提出されておりますので、本会議での取扱いの時期等につきまして御協議いただきたいと思えます。なお、今後結論が出たものにつきましては、改めて御協議いただきたいと思えます。

次に、ウの旭川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定についての審議の推移を見ながら、改めて取扱いを御協議いただくことになろうかと思えます。

以上でございます。

○高木委員長 ただいま、事務局から説明がありました。まず、アの請願・陳情議案の委員会付託については、説明どおりということで確認をさせていただきます。

そして、イの請願・陳情議案の審査結果報告についてですが、結論が出ているものについては、補正予算審議の本会議で扱うこととしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 後日の議会運営委員会で、質疑、討論の有無及び賛否を確認させていただきます。そして、今後改めて結論が出たものについては、改めて協議することとさせていただきます。

そして、ウの旭川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、代表者会議で確認の上、改めて議会運営委員会で扱うこととしたいと思えますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、エの議員の行政調査派遣についてであります。令和4年3月25日付で議決されました議員の行政調査派遣に関わって、金谷、上村両議員から、都合により実施ができない旨の届出

が議長にあったということで報告を受けております。議員派遣の取りやめについては、議決の変更が必要でありますので、委員会として議案を提出することとし、改めて議会運営委員会で扱うこととさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 続きまして、オの意見書・決議案についてであります。まず、各会派に意見書の提案意向について聞いていきたいと思っております。

○菅原委員（自民会議） 意見書1件ございます。

○品田委員（民主連合） 3本用意があります。

○中村委員（公明） ありません。

○石川委員（共産） 意見書3本お願いします。

○ひぐま委員（無党派G） ありません。

○高木委員長 合計7本ということであります。そして、決議案が提出されている旨、議長から報告を受けております。ただいまより、事務局から7本の意見書の文案と決議案について配付させます。

(意見書案配付)

○高木委員長 配付をさせていただきました。まず、決議案について、提出会派に趣旨説明を求めたいと思っております。

○菅原委員（自民会議） 私のほうから、本決議案の提出に至った経緯について、申し上げたいと思っております。

旭川市議会基本条例第7条は、議員の活動原則として、第1項において、市民の代表としての議員の職務を定め、第2項において、常に高い倫理観を保持し、市民の信頼を得るよう努めることと、高度な倫理観と、かかる倫理観に基づく市民の信頼の確保に努めるよう定めているところであります。

このたび、のむらパターソン議員は、令和4年12月28日、旭川市議会議員とのプロフィールが明記された自らのツイッターアカウント上に、現職大臣を中傷する投稿をし、その後もツイッター上に、自らの中傷行為への反省の態度を示さず、同大臣への謝罪の意を示した後もその真摯な反省の姿勢に疑問を抱かせるかの内容の投稿を行いました。

この同議員による投稿及び諸言動は、マスメディア・インターネットで大きく報道され、旭川市議会に対する社会的信用及び市民の信頼を著しく失墜させました。これは、さきの公正な審議を阻害した態度も踏まえて考慮すれば、他者へのヘイト的表現を自ら行い、これを正当化しようとした点で、非倫理的態度にほかならず、その結果として、旭川市議会への社会や市民の信頼を損なう状況を作り出したことを斟酌すれば、まさしく旭川市議会基本条例第7条第2項に抵触することは明らかです。

他の地方自治体における同事例においても、SNS上でのヘイト表現で、辞職勧告決議がなされた事案、札幌市議会などがありますが、近時、SNS上でのヘイト表現への毅然とした態度は、議会の倫理性を示し、社会的信頼を確保するためには必要不可欠です。

以上の趣旨から、本決議案を提案する次第です。

以上でございます。

○高木委員長 ただいま、決議案の趣旨説明をいただきました。皆さんには、これから各会派等に持ち帰り協議をいただくわけでありますが、この決議案を扱う時期について、皆さんと協議をしたいと思っております。正副委員長としましては、開会日、来週の月曜日の20日になりますが、開会日に扱うこととしたいというふうに考えておりますが、よろしいでしょうか。

○ひぐま委員（無党派G） 辞職勧告決議案でございますが、大変重たい判断になるかと思えます。まず、内容について、本当に事実なのかどうか確認、調査したいと思っておりますので、お時間をいただきたいと思えます。

○高木委員長 ほかはよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○高木委員長 今、無党派Gのひぐま委員から時間を少しいただきたいということで、非常に重要な中身でありますので、そういった部分をしっかりと調査したいという趣旨であろうかというふうに思っております。全会派等が判断できる状態にならないと本会議では扱えませんので、そういった意味からいきますと20日には難しいかなというふうには考えております。しかしながら、この決議案をそのまま長く放置するというにもならないというふうに思っておりますので、それぞれの会派等でできる限り早い段階で判断をできる状態にさせていただいて、そのあと、議会運営委員会を開催し、直近の本会議で諮りたいというふうに思っておりますが、そういう形でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高木委員長 それでは、そういう扱いとさせていただきます。いずれにしても、質疑、討論の有無及び賛否については、その判断ができ次第の議会運営委員会で確認をさせていただきます。その他の意見書7本については、従来どおり代表者会議で扱いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、（4）議案の審議方法についてに入っております。まず、アの令和5年度各会計予算と関連議案及び単独議案についてであります。こちらについては、特別委員会への付託という形になりますので、よろしく願いしたいと思います。付託議案については、議案第14号ないし議案第51号の以上38件です。名称は予算等審査特別委員会、構成は議長を除く全議員33人ということになります。まず、この予算等審査特別委員会の正副委員長について相談に乗っていただけるかどうか、各会派及び無所属に確認をさせていただきたいと思えます。

○菅原委員（自民会議） 相談に乗りたいと思えます。

○品田委員（民主連合） 相談に乗りたいと思えます。

○中村委員（公明） 希望いたしません。

○石川委員（共産） 希望しません。

○ひぐま委員（無党派G） お任せいたします。

○横山委員外議員（無所属） 希望しません。

○高木委員長 それでは、後ほど調整をお願いしたいと思います。設置の時期であります。こちらは日程のところで相談をさせていただきます。そして、分科会の設置数はこれまでどおり2分科会ということで、分科会の名称は、総務経済文教分科会、そしてもう一つは民生建設公営企業分科会とさせていただきます。分科会の構成については、総務経済文教分科会は総務及び経済文教両常任委員会の委員、民生建設公営企業分科会は、民生及び建設公営企業両常任委員会の委員というこ

とにさせていただきます。ただし、予算等審査特別委員会の委員長は除きます。分科会の正副委員長であります、こちらについては、各常任委員会の正副委員長の輪番制でありますから、今回は、総務常任委員会の正副委員長及び民生常任委員会の正副委員長という形になりますので、よろしくお願ひいたします。分科会審査分担事項ということで各常任委員会所管別として、別紙の分担一覧表を配付しておりますので、そちらのとおりお願ひいたします。なお、一般会計予算については後日の議会運営委員会で協議をさせていただきます。特別委員会及び分科会の審査日程等は、日程のところでお相談させていただきます。特別委員会及び分科会の開催場所ではありますが、予算等審査特別委員会は議場、そして、総務経済文教分科会は第1委員会室、民生建設公営企業分科会は第2委員会室という形にさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

続いて、イの令和4年度各会計補正予算と関連議案及び単独議案に入ります。先ほど先議の申出がありました議案を含め、議案第1号ないし議案第13号の以上13件について、本会議直接審議もしくは委員会付託について各会派等の御意見を確保させていただきます。

○菅原委員（自民会議） 委員会付託でお願ひしたいと思います。

○品田委員（民主連合） 委員会付託でお願ひします。

○中村委員（公明） 委員会付託でお願ひいたします。

○石川委員（共産） 委員会設置が望ましいと思います。

○ひぐま委員（無党派G） 委員会設置が望ましいと思います。

○横山委員外議員（無所属） 委員会設置がよろしいと思います。

○高木委員長 全会一致で特別委員会付託ということになりましたので、そのように確認をさせていただきます。先ほども言いましたが、付託議案については、議案第1号ないし議案第13号の以上13件です。なお、付託議案以外の議案第52号、議案第53号、報告第1号及び第2号についての以上4件については、こちらは本会議直接審議とさせていただきます。報告第1号及び報告第2号の以上2件については、従来どおり補正予算等の審議の本会議で扱うこととさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。そして、名称については、補正予算等審査特別委員会です。構成であります、委員長案を示させていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高木委員長 14名とさせていただきますと思いますが、会派の構成人数がこの1月に変更になりましたので、比例配分が若干変わります。14名の内訳は、自民会議5名、民主連合3名、公明2名、共産2名、無党派G1名、無所属1名、以上の14名となりますので、よろしくお願ひいたします。そして、正副委員長についてですが、御相談に乗っていただけるかどうか確認をさせていただきます。

○菅原委員（自民会議） 相談に乗りたいと思います。

○品田委員（民主連合） 相談に乗りたいと思います。

○中村委員（公明） 相談には乗れません。

○石川委員（共産） 希望しません。

○ひぐま委員（無党派G） お任せいたします。

○横山委員外議員（無所属） 希望しません。

○高木委員長 それでは、また後ほど調整をお願ひしたいと思います。そして、委員名の届出さら

には設置時期については、日程のところでお相談をさせていただきます。委員会の場所は第1委員会室となりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、(5)代表質問についてです。時期と通告については、日程のところでお相談をさせていただきます。時間については質問のみ40分。回数は1回です。人数は各会派1名、合計5名という形になります。1日目は3名、午前1名、午後2名の合計3名です。2日目は2名ということで、午前、午後とも1名ずつという形になりますので、よろしくお願いいたします。順序は大会派順、場所は演壇です。

続いて、(6)大綱質疑についてであります。こちら、時期と通告については、日程のところでお相談をさせていただきます。質疑のみ25分、回数は3回以内ということになります。それでは、希望人数について、各会派及び無所属に確認をさせていただきます。

○菅原委員（自民会議） ゼロから1でお願いします。

○品田委員（民主連合） ゼロから1でよろしくお願いいたします。

○中村委員（公明） 1でよろしくお願いいたします。

○石川委員（共産） 1でお願いします。

○ひぐま委員（無党派G） 1でお願いします。

○横山委員外議員（無所属） 希望しません。

○高木委員長 無所属のむらパターソン議員からは、ゼロから1ということで希望を聞いていますので、お伝えしておきます。3名から6名ということになります。順序については、正副議長、議会運営委員会正副委員長の立会いのもと、抽せんをさせていただきます。場所は質疑質問席です。

続いて、(7)会期と日程について、正副委員長案を示すことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高木委員長 それでは、案を配付させていただきます。

（日程案配付）

○高木委員長 御手元に配付させていただきました。本日は2月の14日になりますが、補正予算等審査特別委員会設置になりましたので、16日までに委員名の届出をお願いいたします。そして、20日に本会議開会となり、補正予算等審査特別委員会が設置がされます。20日、21日、22日の3日間で質疑から取りまとめ、24日に本会議で補正予算等審議、そして、市政方針、教育行政方針、新年度予算等の提案説明を受けます。続いて、代表質問が3月2日、3日となりますが、その前、27日が代表質問の通告の締切りです。28日が大綱質疑の通告の締切りで、抽せんをさせていただきます。以降は、6日、7日に大綱質疑、7日に予算等審査特別委員会を設置をし、分科会の開催となり、17日まで分科会、そして、22日に予算等審査特別委員会の総括質疑及び取りまとめ、24日に閉会という形の33日間になりますので、よろしくお願いいたします。このような日程でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高木委員長 それでは続いて、その他の項であります。

まず、(1)令和5年度議会費について、事務局から説明をお願いいたします。

○富田議会事務局次長 令和5年第1回定例会に議会費の令和5年度当初予算が提出されており、このことに係る説明資料を作成いたしましたので、本日御配付しております。資料の内容といたし

ましては、令和5年度議会費予算総括表にありますように、議会費総体で前年度当初予算と比較いたしまして、982万9千円増の4億6千621万6千円を計上しております。なお、予算計上している内容はほぼ例年どおりとなっておりますが、新年度予算における主な増額要素といたしましては、管理費では、報酬の節で期末手当の支給割合0.1月分増等によりまして222万9千円、同じく委託料の節で、新庁舎移転後の議会フロアインターネット導入委託などの実施により577万5千円の増額がございます。また、運営費では、需用費の節で、隔年発行しております市政のあらし施設編の作成などによりまして、258万4千円を増額しているところであります。

以上でございます。

○高木委員長 ただいま説明をいただきました。そういった内容となっておりますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、(2)新型コロナウイルス感染症への対応についてということですが、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部において、マスク着用の考え方について変更がされました。3月13日以降のマスクの着用は個人の判断に委ねることというのが基本となりました。しかしながら、先ほど確認しました3月24日までの第1回定例会であります。これまでどおりマスクの着用等については対応していきたいと、感染予防対策についても、これまでどおりの形で、この第1定例会は行っていきたいというふうに考えております。具体的には、質疑等を行う予定の議員は可能な限り電話やメール等を活用して、打合せの際には日時の調整を担当部局としていただくということ。そして、審査等特別委員会の資料要求の際には、事前に担当部局に連絡をしていただいて、委員会には、連絡があった部局のみが出席する対応とすること等々、また、さらには、食事のときはできる限り向かい合わせを避けるとか、控室の換気も含めて、今までどおりの形として第1定例会は臨んでいきたいと思っておりますが、そのような形でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 そのような対応とさせていただきます。しかしながら、傍聴の方については、3月13日以降であります。一応、本市議会の取扱いを説明してマスクの着用をお願いしていきますが、あくまでお願いであり、強制はできませんので、その旨だけは御理解をいただきたいというふうに思っております。

それでは、次回の議会運営委員会は追って連絡をさせていただきます。

本日は、以上で散会いたします。

散会 午前10時58分